

第 8 回 社会保障審議会 児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

ト 蔵委員提出資料

課題（3）措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取り組みについて

日本ファミリーホーム協議会会長 ト蔵康行

ファミリーホームとは

平成21年4月に法定化 小規模住居型児童養育事業（第2種社会福祉事業）
 里親ファミリーホームを原型とし5～6名の児童を養育（里親は4人まで）
 養育者+補助者 3名以上で養育（措置費は、常勤1+非常勤2）

ファミリーホームの子どもたち（家庭福祉課 ファミリーホーム事例集 実態調査から）

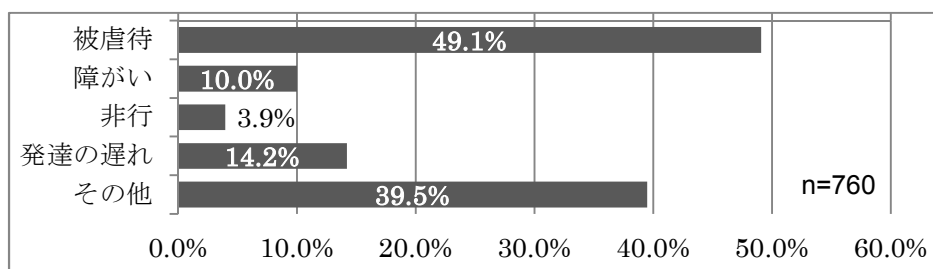
平成25年10月に委託されている子どもの状況

委託されている子どもの状況をみると、「被虐待」49.1%、「障がい」10.0%、「非行」3.9%、「発達の遅れ」14.2%、「その他」39.5%であった（図表Ⅲ-16）。

図表Ⅲ-16 委託されている子どもの状況

回答ホーム数:165, 単位(人)

	児童数	構成比
被虐待	373	49.1%
障がい	76	10.0%
非行	30	3.9%
発達の遅れ	108	14.2%
その他	300	39.5%
該当児童数	760	



平成24年度における委託児童の構成割合

就学前児童	小学生	中学生	高校生以上	計
19.5%	35.5%	21.3%	23.6%	100%

- ・事業化されたことにより、ファミリーホームにおいてより子どもの養育と支援に、時間的、物理的に手をかけられるようになった
- ・年数の経過とともに、次から次へと子どもを社会に送り出していくことになる
- ・ファミリーホームや里親は、措置解除後も子どもたちの「帰れる家」として存在する

必要な取り組み

- ・高学齢児でも施設から家庭養護への移行を進められるようにするために、高校生の措置費の充実を
 - 関係機関の連携がより重要になる
 - 今年度から学習支援費が新設されたが、交通費、部活動費など中学生と同様に
- ・資格取得費の弾力的な運用
 - 自治体によって運用に格差がある
 - 例えば、運転免許取得には使用できないなど
- ・措置延長の改善 活用の徹底
 - 自治体によって運用に格差が大きい
 - いまだになかなか認めない自治体がある
 - 自宅通学以外でも認められるように
 - 20歳の誕生日前日までではなく、年度終わりまでの延長を
 - 子どもの誕生日によって差がでてくる
 - *ファミリーホームにおける現状
 - 措置延長を終えても、子どもが生活の場を変えるわけではない。新たな子どもの委託により、ホームで生活する子どもの数は7人、場合によって8人と増えることになる。
- ・進学する児童のための支援
 - 措置延長をする児童にも進学支度費を
 - 一般生活費だけでなく特別育成費に準じた措置費を
 - *社会的養護の枠の中だけでのことではないが
 - 給付型奨学金、学費の減免などの社会的な支援が必要
- ・障がいのある子どもの自立・解除後の生活についても考える必要がある
 - 将来を見通せないことに不安を感じる
 - 地方では、社会資源が乏しい 支援先につなげること

前述の実態調査報告書から

* 開設後に気づいた悩み

■ 自立支援

- 委託児童は、10代が多い。18歳以降どのように自立していくのかがなかなか決まらない。自立できない子ども達をどのように養育していくのが大きな課題となっている。自立援助ホームは既に定員一杯であり、入ることができない状況にある。
- 次々に自立する年齢が近づいていく子ども達の将来をどのように支えていくのかは、大きな課題である。進学の実現させていきたい。一方、障害のある子どもやボーダーラインの子ども達にもそれぞれ自立に向けて取り組むべき課題は大きい。ファミリーホームだけでは対応することに限りがあると感じている。
- 措置解除後に自立した生活に失敗した場合の対応に苦慮する。
- 委託児童は、高校進学までが想定されており、大学・専門学校への進学は経済的に難しい状況にある。

* 制度の改善に望むこと

■ 高齢児の教育費の支援

- 高齢児に対する教育費等の補助拡充。
- 措置費について、大学等の進学の実現がかなうよう支度金の増額を希望する。

■ 自立、措置解除後の支援の強化

- 18歳で経済的支援が途切れてしまうことは実態として厳しい。措置解除後の児童は、里親委託であれば、現住所を里親宅とすることができるが、ファミリーホームは、実親の住所とすることが多い実態にある。こうした場合、金融機関で口座開設すること一つをとっても不便な点がある。措置延長もしくは、解除後の支援の継続を求める。
- 学力に課題があり、情緒的に課題を抱えている子ども達の進路について悩むことが多い。こうした子ども達の自立についての支援を希望する。
- 委託解除後も児童がファミリーホームに帰省した際の生活費、相談支援に関する交通費などについては支援の道を拓いてほしい。

■ 措置延長の必要性、措置解除後のフォロー強化

- 委託されている児童が20才まで措置延長になったが、専門学校あるいは短大へ入学した場合、4月生まれの子どもの誕生日がくると在学中に委託解除となってしまう。そのため、大学、専門学校等に通学している子どもに対しては、卒業まで(3月)を措置延長できる仕組みを検討する必要があると考える。
- 措置解除後の児童の支援が、里親任せとなっている。継続的な支援の仕組みづくりが必要である。